

入 札 公 告

公園維持工事「和泉公園」（第506号）について、制限を付した一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。
この電子入札案件に参加を希望する者は、所定の日時まで申請し、入札に参加する資格があることの確認を受けてください。

令和8年10月8日
千代田区長 樋口 高顕

記

1 件名	公園維持工事「和泉公園」（第506号）
2 対象業種	「44 ポンプ据付け」
3 施工場所	千代田区神田和泉町1 番地300（和泉公園）
4 概要	【昼間施工】 ・ポンプ交換工 No.1噴水ポンプ 1台 ・ポンプ交換工 No.2噴水ポンプ 1台
5 工期	契約締結日の翌日から 令和9年3月31日（水）まで
6 契約の種類	総価契約
7 最低制限価格	ありません。
8 入札参加資格要件	申込時に下記の要件をすべて満たしていること。 (1) 本区との契約の相手方となる本店又は支店等が東京23区内にあり、かつ同本店又は支店等は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて千代田区の入札参加資格を有していること。また、同サービスにおいて「44 ポンプ据付け」の業種登録があること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (3) 会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。 (4) 経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと。 (5) 建設業法で規定する技術者を適正に配置できること。 (6) 下請金額が建設業第二十四条の八第一項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること。 (7) 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。また、指名停止事由に該当する恐れのないこと。 (8) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと。 (注) 入札までに、上記要件を満たさなくなったときには入札に参加できません。また、入札から契約確定までに、上記要件を満たさなくなったときには入札を無効とします。
9 受注制限	本案件を受注した場合、以後に実施される入札で受注制限が設定される場合があります。予めご了承ください。
10 競争入札参加資格確認申請	この入札に参加を希望する者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札画面から資格確認申請を行ってください。（ https://www.e-tokyo.lg.jp/ ） 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札画面に関する操作方法等の不明点については、コールセンター ☎ 0570-05-1090 へお問合せください。 申請期間： 令和8年10月8日（木） 10:00 から 令和8年10月19日（月） 17:00 まで ・設計図書等は、下記の期間・場所で縦覧することができます。 期 間： 令和8年10月8日（木） から 令和8年10月19日（月）（9時から17時まで） ※土曜日、日曜日及び祝日を除く 場 所：千代田区九段南一丁目2番1号（千代田区役所6階） 政策経営部 契約課窓口 03-5211-4156（直通）
11 入札参加資格の確認通知及び設計図書	・確認通知書及び設計図書等の配付は、令和8年10月23日（金）に、電子調達サービス上で行います。設計図書を受領しない場合には入札に参加できませんのでご注意ください。 ・競争入札に参加する資格がないとされた者についても、電子調達サービス上で通知します。

12 設計図書等に対する質疑応答	質疑は仕様内容に関するもののみとし、東京電子自治体共同運営サービスにより受け付けます。<u>（資格確認通知時に配付する質問回答書（エクセル）をご利用ください。（別様式でご質問される場合にはエクセル又はワードをご使用ください。）電話・FAX・来庁による直接の質疑はお受けできません。</u> 質疑受付： 令和8年11月2日(月) 12:00 まで ※質問受付期限は厳守してください。 質疑回答： 令和8年11月9日(月) 17:00 最終回答 ※回答は全有資格業者がご覧いただけます。
13 入札期間	令和8年11月9日(月) 17:00 から 令和8年11月17日(火) 10:00 まで ※必ず質疑回答をご確認のうえ、入札してください。
14 開札日時	令和8年11月17日(火) 10:00 から電子入札により実施
15 工事費内訳書	電子調達サービス上の入札書提出画面において、入札金額の内訳を必ず入力してください。（指名通知時に添付する内訳書をご確認の上、入力してください。）再入札となった場合、2回目以降の内訳の入力は不要です。また、落札者には後日、詳細がわかる工事費内訳書を提出していただきます。
16 入札保証金	免除します。
17 落札者	・入札にあたっては消費税等を除いた総価額を入力してください。 ・再入札となった場合は、最初の開札時間から以降30分ごと、最大2回まで実施します。 ・予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。 ※ただし、落札者となった場合でも23に挙げる行為が確認されたときは、その落札を無効とします。
18 契約金額	契約金額は、その入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）とします。
19 契約保証金	免除します。
20 契約書の作成及び契約の確定	・この契約は、千代田区及び落札者の両者が契約書に記名押印したときに確定とします。 ・本案件は、電子契約対象案件です。電子契約にて契約締結を希望される場合、落札後に電子契約利用申出書をご提出ください。紙契約を希望される場合は提出不要です。
21 前払金	前払金は、千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号）第51条及び千代田区公共工事等の前金払及び部分払に関する取扱い要綱の規定に基づき支払うことができます。
22 中間前払金	中間前払金は、千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号）第51条の2及び千代田区公共工事の中間前払金に関する取扱い要綱の規定に基づき支払うことができます。
23 その他	・次の事項のいずれかに該当する入札は無効とします。 (1) 入札について不正の行為があったとき (2) 虚偽の申請を行った者がした入札 (3) この入札に参加する資格があると判断され確認通知を受けた者であるが、入札時点において8に掲げる資格の無い者がした入札 ・確認通知受領後、8に関わる変更や指名停止事由に該当する恐れが発生した場合は、速やかに区に連絡をしてください。
24 工事成績評定	本案件は工事成績評定の対象となります。詳細については、区HP（下記URL参照）にてご確認ください。 http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/seisekihyotei.html
25 問合せ先	千代田区 政策経営部 契約課 ☎03-5211-4156（直通）